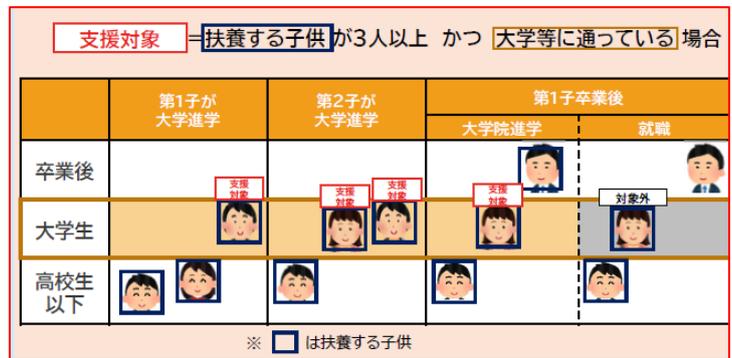


令和7年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について

- ・従来の区分に加え、令和7年度から多子世帯に支援が拡充されました。
- ・多子世帯の学生に対し、大学の授業料及び入学金を国が定める上限まで減免する制度です。
(私立大学の場合、入学金 26 万円・授業料 70 万円)
- ・2025 年春採用より募集がありますので、各キャンパスの案内をよく確認してください。

多子世帯		
支援区分	給付奨学金 (上限)	授業料等減免 (上限)
第Ⅰ区分 (多子世帯)	90万円/年	入学金 260,000円 授業料 700,000円
第Ⅱ区分 (多子世帯)	60万円/年	
第Ⅲ区分 (多子世帯)	30万円/年	
第Ⅳ区分 (多子世帯)	22万円/年	
多子世帯の 判定のみ	月額支給なし	

多子世帯は、どの区分でも授業料等の減免額が満額（限度額）です。



多子世帯の要件 → 生計維持者（父母等）の**扶養する子・年下の親族が3人以上いる**世帯

原則、申請時点で確定している前年以前の12月31日時点の住民税の課税情報を、日本学生支援機構がマイナンバー情報を元に確認します。

(2025 年春採用の場合、2023 年 12 月 31 日時点)
(2025 年秋採用の場合、2024 年 12 月 31 日時点)

【資産要件の上限額】
給付奨学金（区分Ⅰ～Ⅳ）は5000万円未満、
授業料等減免は3億円未満

【所得制限】なし

扶養する子の範囲

税情報により確認できる**生計維持者の被扶養者**のうち・・・

- ・ 生計維持者の子（実子・養子）に該当する者
(※課税情報に反映されていない申請の直前に「新たに出生した実子」などを含む)
- ・ 生計維持者の年下の親族（弟妹など）

※2025 年 3 月上旬の情報です。最新の情報については、文部科学省や日本学生支援機構の HP を必ずご確認ください。

文部科学省（高等教育の修学支援新制度）

※申請前に必ずご確認ください。



日本学生支援機構（申込に関する手続き）

※大学を通じて申込をします。

